

議案第16号

清水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和3年3月12日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年清水町条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中

「附則」を

「第5章 雑則（第91条）

附則」に改める。

第1条中「により」を「に基づき」に改める。

第2条第1号中「第8条の2第14項」を「第8条の2第12項」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「以下同じ。）」の「）」を「）」に改め、同項各号列記以外の部分中「以下同じ。）」の「）」を「）」に改め、同条第4項中「前各項」を「前3項」に改める。

第6条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第2項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第6条第2項に規定する」に改める。

第7条第2項第1号イ中「アに」を「アの規定に」に改め、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「場合（」を「場合において、」に、「場合に限る。）」には」を「ときは」に改め、「当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った」を削る。

第8条第1項中「次条」を「次条第1項」に改め、「又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「第44条第7項」を「同条第7項及び第71条第9項」に改める。

第10条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を、「ものとする」の次に「ほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」を加え、同条第2項中「第6条第2項」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第2項」に改める。

第16条中「清水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例」を「清水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」に、「第33条第9号」を「第31条第9号」に改める。

第19条中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第20条の見出し中「介護予防サービス計画等」を「介護予防サービス計画」に改める。

第22条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第5号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第22条第4項に規定する」に改める。

第27条第4号中「第5条第2項」を「第5条第4項」に改め、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介

介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これを

いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条第3項中「当該町」を「町」に改める。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「町職員」を「町の職員（当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」に改め、「又は」の次に「当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する」を、「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第4項中「関して、」を「関して」に改める。

第40条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第42条第3号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第44条第6項中「右欄」を「中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項の表中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合」を「(1)当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合」に、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を「指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」に、「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介

「介護事業所の同一敷地内に掲げる施設等のいずれかがある場合」を「(2)当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合」に、「前項中欄」を「(1)の項中欄」に、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「もの(以下)の次に「この章において」を加え、同条第10項中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め、同項ただし書中「当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に、「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」を「第6項の表(1)の項中欄」に改め、同条第11項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第11項に規定する」に改め、同条第12項中「別に厚生労働大臣が定める」を削り、「第67条」を「第67条第3号」に改める。

第45条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」を「前条第6項の表(1)の項中欄」に改め、「。以下同じ」を削り、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項)」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(同項)」に改め、同条第3項中「第191条第10項」を「第193条」に、「第72条第2項」を「第72条第3項」に、「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第3項に規定する」に改める。

第46条中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に規定する」に改める。

第48条第2項第1号中「うる」を「得る」に改め、同項第2号ウ中「及びイ」の次に「の基準」を加える。

第49条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第52条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第6号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第52条第4項に規定する」に改める。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると町が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、町が認めた日から介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画であって、町が定めるものをいう。以下この項において同じ。）の終期まで（町が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあつては、次期の介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第59条第2項中「当たって」を「当たっては」に改める。

第60条第1項中「おかねば」を「おかなければ」に改める。

第64条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第65条中「第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）から第39条まで」を「第28条の2及び第31条から第39条まで（第37条第4項を除く。）」に、「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「運営規程（第57条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。）」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とを削り、「有する者」」の次に「とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」」を加える。

第66条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第67条第2号中「第33条各号」を「第31条各号」に、「第34条各号」を「第32条各号」に改め、同条第3号中「作成するとともに」を「作成するとともに」に、「行わなくては」を「行わなければ」に改める。

第71条第1項中「除く。）をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣

接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第4項中「前各項」を「前3項」に、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、当該計画作成担当者は」を加え、同条第6項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第6項に規定する」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第2項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第71条第2項に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第73条中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第72条に規定する」に改める。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応

型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、「介護従事者」を「介護従業者」に改める。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」に改める。

第80条第2号中「職務内容」を「職務の内容」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第2項中「介護従業者」を「従業者」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

その際、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第85条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第86条前段中「第26条」の次に「、第28条の2」を加え、同条中「、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条」を「から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)」に、「第80条に規定する重要事項に関する規程」と、「」を「運営規程(第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。)」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価
第90条第1項中「し好」を「嗜好」に改める。
本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2条中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第6条第2項に規定する」に、「とあるのは「者」と、」を「とあり、及び」に、「第6条第2項に規定する」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第2項に規定する」に、「とあるのは「者」とする」を「とあるのは、「者」とする」に改める。

附則第3条及び第4条中「この省令」を「指定地域密着型介護予防サービス基準」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の清水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第37条の2（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第27条、第57条及び第80条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条第3項（新条例第65条において準用する場合を含む。）及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条の2（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第28条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第5条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条第2項（新条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。